

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が行う業務のうち、厚生労働大臣の権限が委任されている滞納処分や立入検査等に係る認可及び厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可に関する業務等を行っています。

また、これらの業務を円滑に実施するため、定期的に会議を開催するなど日本年金機構と協力・連携を行っています。

1. 滞納処分等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、厚生年金保険料等や国民年金保険料の滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

滞納処分等に係る認可

(ア) 厚生年金保険料等

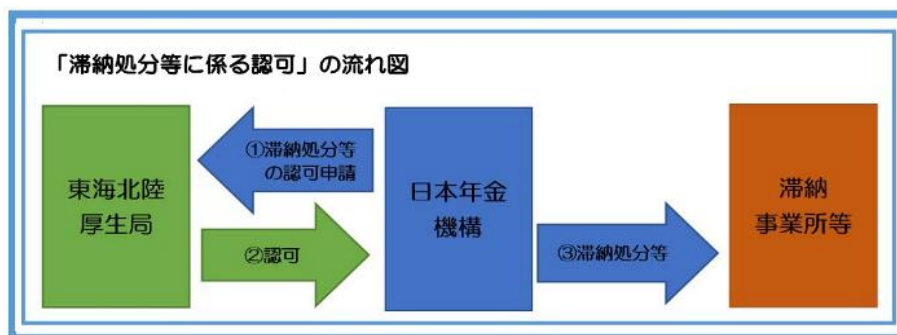
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	161	171	76
対象事業所数(注)	117,693	145,699	160,888

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(イ) 国民年金保険料

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	22	18	25
対象被保険者数(注)	11,067	12,536	13,958

(注) 同一被保険者において複数の月を認可した場合は延べ数としています。



2. 徴収職員及び収納職員の認可について

(1) 概要

日本年金機構において、滞納処分等を行う「徴収職員」及び保険料等の収納事務を行う「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

徴収職員及び収納職員の認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	10	8	5
認可人数	113	116	112

3. 立入検査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所に対する加入指導及び立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

立入検査等に係る認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	46	35	38
対象事業所数	129,111	114,119	147,180

4. 受給権者等に対する調査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が、受給権者等（年金受給権者や年金加入者）に対する調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

受給権者等及び被保険者に関する調査等に係る認可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	1	3	1
対象者数	1	3	1

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可・不許可について

(1) 概要

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、日本年金機構を経由して、保険料等の納付の猶予を厚生労働大臣に申請することができます。東海北陸厚生局では、この申請の審査を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

(2) 実績

厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可及び不許可

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
許可件数	0	10	64
不許可件数	0	0	1

※令和6年度及び令和7年度は、令和6年能登半島地震の影響により、申請件数が増加